

ネーミングライツ導入に関する基本方針

令和4年1月 25日 制定

1 趣旨

この基本方針は、市有施設の命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設や、募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) 導入の目的

- ・命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）による施設の設置目的（文化芸術振興、スポーツ振興、レクリエーション等）への寄与
- ・施設の魅力を高めることによる利用者便益の向上
- ・市の自主財源の確保

(2) ネーミングライツの内容

ネーミングライツは、市とネーミングライツ・パートナーとの協定により、市の施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるものです。

市はネーミングライツ導入後、ホームページや広報印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。ただし、条例上の施設名称は変更しません。

3 導入までの手続き

(1) 市が選定した施設について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う場合【施設特定型】

- ① 導入施設、導入条件の決定（駒ヶ根市有料広告委員会）
- ② ネーミングライツ・パートナーの公募
- ③ 選定委員会の開催（駒ヶ根市有料広告委員会）
- ④ ネーミングライツ・パートナー及び新名称（愛称）の決定
- ⑤ 協定の締結
- ⑥ 施設の表示等の変更
- ⑦ 新名称（愛称）の使用開始

(2) 法人からの提案を募集する場合【提案募集型】

- ① 提案の募集
- ② 一次審査（事務局（総務課）が対象施設の適合について審査）
- ③ 必要に応じて関係者へのヒアリング実施
- ④ 二次審査（選定委員会の開催）
- ⑤ ネーミングライツ・パートナー及び新名称（愛称）の決定

- ⑥ 協定の締結
- ⑦ 施設の表示等の変更
- ⑧ 新名称（愛称）の使用開始

4 対象施設の考え方

原則として、市が所有するすべての施設を対象とします。具体的には、不特定多数の市民が利用し、広告効果が見込まれる施設や、当該施設の設置目的や経緯から、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設とします。

ただし、施設本来の目的が住民の一般的利用に供さない施設や、利用者が特定される施設などのように、ネーミングライツになじまない施設は、対象外とします。

（1）対象外として想定される施設の例

- ① 公有財産のうち公用財産とされる施設（市庁舎、支所）
- ② 利用者が特定される施設（小中学校、保育園、幼稚園）

（2）管理委託施設について

管理委託施設については、指定管理者等との協議が必要となりますので、対象外となる場合があります。

5 希望金額の算定基準

（1）施設特定型

類似する施設や施設の利用状況、メディアへの露出状況を勘案し、施設ごと、募集の都度決定します。

（2）提案募集型

提案いただいた施設ごとに、選定委員会において（1）に準じて法人から提案された応募金額等が妥当か判断します。

なお、提案募集型の場合、ネーミングライツの対価は命名権料（金銭）ばかりでなく、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。

6 協定期間

原則3年以上とします。

7 ネーミングライツ・パートナーの募集

（1）募集の実施

- ① ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募により行うこととします。
- ② 募集に際し必要な事項については、別途募集要項等を作成します。
- ③ 市のホームページや広報紙等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供等、多様な媒体を活用して幅広く周知します。

8 愛称の付与の範囲

- (1) 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）を付与することとします。
- (2) 施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称の変更はできません。また、新名称（愛称）が定着するまで（概ね1年）、条例上の名称を併記することがあります。

9 名称変更に伴う費用の負担

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ ※2
協定期間終了後の原状回復		○ ※2
協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、「駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例」など関係法令を参考に、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

10 応募資格

駒ヶ根市有料広告掲載要綱に定めるとおりとします。

11 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

下記ネーミングライツ選定基準に基づいて、駒ヶ根市有料広告委員会に市のスポンサーとしてふさわしいかどうか審査を依頼し、その結果を踏まえてスポンサーを決定します。

なお、応募者が1者のみの場合も、これに準じて審査するものとします。

○ネーミングライツ選定基準

【施設特定型選定基準】

審査区分	審査項目	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取り組みへの熱意	20
	法令等遵守（企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	応募金額	40
	期間（他の応募者の期間との比較）	10
合計		100

【提案応募型選定基準】

審査区分	審査項目	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取り組みへの熱意	20
	法令等遵守（企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	提案内容	20
	応募金額	20
	期間（他の応募者の期間との比較）	10
合計		100

1.2 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、市とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

1.3 命名権料の使途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

1.4 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は協定を解除できることとします。この場合、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

1.5 ネーミングライツ・パートナーの公表、新名称（愛称）の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料等について、マスコミ等に公表するとともに、ホームページや広告印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。